

秋田能代・三種・男鹿オフショアウィンド合同会社※¹「(仮称) 秋田県能代市・三種町・男鹿市沖における洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年11月30日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 秋田県能代市・三種町・男鹿市沖における洋上風力発電事業 環境影響評価方法書について、秋田能代・三種・男鹿オフショアウィンド合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

※1 当該事業は令和4年7月1日付をもって、三菱商事エナジーソリューションズ株式会社、株式会社シーテック及び三菱商事株式会社から、秋田能代・三種・男鹿オフショアウィンド合同会社に事業承継。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖
原動力の種類：風力（洋上）
出 力：最大532,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 2 年 5 月 2 9 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 2 年 8 月 7 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 2 年 8 月 1 8 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 4 年 6 月 9 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 4 年 8 月 4 日

秋 田 県 知 事 意 見 受 理	令和 4 年 1 0 月 2 1 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 4 年 1 1 月 3 0 日

問合せ先： 電力安全課 長尾、野田

電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 (直通)

秋田能代・三種・男鹿オフショアウインド合同会社「(仮称) 秋田県能代市・三種町・男鹿市沖における洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既設及び計画中の風力発電所があることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地である小友沼や八郎潟干拓地の西方に位置しており、渡りの時期等における主要な移動経路となっている可能性がある。
このため、専門家等の助言を踏まえて、当該区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討する等により、本事業の実施による鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺の海域は、県の魚であるハタハタ等の産卵場及び稚魚の生育場並びに溯河性魚類であるサクラマス等の重要な回遊経路となっている可能性があることから、本事業の実施によるこれら海生生物への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による魚等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海生生物への影響について、専門家等の助言等を踏まえ、適切な調査により生息状況を可能な限り把握し、予測及び評価を行うこと。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)